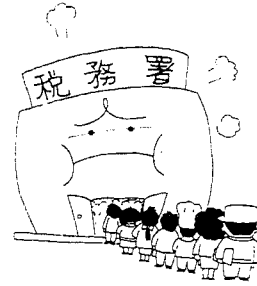


# 所得税の確定申告は 忘れずお早めに



所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までですが、毎年期間間近の相談件数が多くなっています。

税務署ではこの時期、万全の態勢で臨んでいます。申告と相談

は、ゆとりをもって、お早めにお願ひします。

大月税務署では、皆様の便宜をはかるために所得税の出張申告相談を次のとおり行いますのでこの機会をご利用ください。

確定申告を済ませますと市県民税の申告が同時に済んだこととなります。

申告期限になってもあわてないように、不明な点はあらかじめ税務署に相談するなどして準備しておきましょう。

2月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 |    |    |    |    |    |

3月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |

## 申告はお早めに！

今年の3月13日・14日は税務署が休みとなります。このため、最終日の3月15日は大変混雑が予想されます。

お早めの申告をお願いします。

なお、確定申告書の提出は、郵送でも受け付けていますのでご利用ください。

## 所得税の出張申告相談

## 税理士による無料相談

日 時 2月23日(火)

午前10時～午後3時

会 場 市役所大会議室

(税理士による相談は2階会議室)

## 確定申告用紙について

税務署から送付された申告書用紙をお持ちの方は、それで申告してください。

なお、書き損じ等により書き換える場合は、送付された申告書の納税者番号、予定納税額等の事項を確実に移記してください。

※相談においてになるときは、収入、経費の分かるもの、他の、次のものをお持ちください。

- ①給与所得の源泉徴収票
- ②生命保険料、損害保険料等の支払証明書
- ③国民健康保険税・国民年金保険料等の支払額が分かるもの

## 確定申告をしなければならぬ人



事業所得、不動産所得のある人の場合

平成四年中の所得の合計額が、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・基礎控除などの、所得控除の合計額を超える人

サラリーマンの場合

①給与の年収が、一五〇〇万円を超える人

②給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える人

③給与を二カ所以上から受けている人

④同族会社の役員などで、その会社から給与のほか貸付利子、賃借料などの支払を受けている人

⑤災害を受け、平成四年の給与について、災害減免法によって源泉徴収の猶予や源泉徴収税額の還付を受けた人

サラリーマンで、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻ってくる人

①災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受け、その損害額が、その年の所得金額の一〇

## 固定資産課税台帳縦覧期間

ご自分の資産を確認しましょう

固定資産課税台帳は、固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には、土地・家屋・償却資産の平成5年度の価格が登録されています。

市内に土地・建物・償却資産を所有している方は、その資産や課税価格などを確かめてください。

縦覧期間 3月1日～22日

午前8時30分～午後5時

土曜・日曜を除く。

縦覧場所 税務課

- ②病氣やケガなどで、多額の医療費を支払い、その額が十万円、またはその年の所得の五%のいずれか少ないほうの額を超えた場合
- ③住宅を新築したり、購入して、入居した場合や家屋の増改築などをする際、民間金融機関および公的機関等から住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまる時
- ④給与所得者で、その給与があまり多くなく、配当・利子・原稿料の収入のある人

問合先 大月税務署  
(22) 3151

個人課税第一部門